

弁護士費用

2016年4月改訂

当事務所、辻グループの担当する案件についての弁護士費用は以下のとおりです。

金額は、すべて税別です。

電話によるご相談は、15分以内無料、弁護士費用の見積書作成も無料ですので、どうぞお気軽にご相談ください。

弁護士 辻 千 晶 (つじ ちあき)

E-mail chiaki2t@dc4.so-net.ne.jp

<http://hopelaw.jp/>

吉岡・辻総合法律事務所

〒105-0001 港区虎ノ門 1-1-10 第2ローレルビル 8階

電話 03-3519-4100 (代) F A X 03-3519-4101

顧 問

御社のかかりつけ医になります。継続的に相談に応じさせていただくことで、事業内容に限らず、社風にあわせたご提案をすることができるようになります。会社の規模や1か月あたりのご相談件数により異なりますが、顧問料は通常 **50,000 円 (税別)** となっております。

法律相談

当事務所では、法律相談は **10,000 円 / 30 分 (税別)**、外国語、外国法関連については **15,000 円 / 30 分 (税別)** としております。ただし、法律相談の結果、受任に至った場合については、着手金からそれまでにいただいた法律相談料を差し引いております。

Eメール、電話による法律相談についても、上記に準じて行っております。

着手金，報酬

示談交渉、裁判手続などのご依頼を受けた場合、ご依頼を受けた時点でいただく料金が着手金です。

着手金は事件の結果にかかわらず返金はいたしません。

成功報酬は事件終了後に、成功の程度に応じていただく料金です。

着手金、成功報酬は、原則として経済的利益の額に応じて算出いたしますが、事件処理が困難であったり、事件処理に長時間を要したり、成果を経済的に評価することが困難であるなどの事案もありますので、下記以外の方法で算出する場合があります。

<通常案件>

不動産、売買、賃貸借、貸金等の通常案件について、訴訟の着手金および報酬金は以下のとおりです。事件の内容により、30%の範囲内で増減額することがあります。着手金の最低額は金10万円(税別)となっております。

調停、任意交渉の場合には、原則として下記金額の3分の2にしております。

経済的利益	着手金	報酬金
～300万円(以下)	8%	16%
301万円～3000万円	5%+9万円	10%+18万円
3001万円～3億円	3%+69万円	6%+138万円
3億0001万円～	2%+369万円	4%+738万円

<離婚事件>

手続き	着手金	報酬
協議離婚, 交渉, 書類作成	30万円	着手金と財産給付を得た場合は, その金額(婚姻費用, 養育費等の定期金については7年分)につき下記の表で計算した額を比較して高い方。
離婚調停	30万円	
訴訟	50万円(交渉や調停から引き続きの場合, 20万円の追加)	

経済的利益	報酬金
金300万円以下	16%
金300万円を超え, 金3,000万円以下	10%+金18万円
金3,000万円を超え, 金3億円以下	6%+金138万円
金3億円を超える	4%+金738万円

タイムチャージ方式

事案の内容又はお客様のご希望により, タイムチャージ方式の選択も可能です。通常事案は, **20,000円/1時間(税別)**, 外国語, 困難事案は **30,000円/1時間(税別)** となります。

その他手数料

法律的な意見書, 遺言の作成, 契約書の作成, 確認等, 当事者間で争いが発生していない業務については, 事案に応じて手数料を設定しております。以下に代表的なものを紹介いたします。

<公正証書遺言作成>

遺産の金額	公正証書遺言作成費用(税別)
金300万円以下	金20万円
金300万円を超え, 金3,000万円以下	1%+金17万円
金3,000万円を超え, 金3億円以下	0.3%+金38万円

<遺言執行>

遺産の金額	遺言執行費用(税別)
金300万円以下	30万円
金300万円を超え, 金3,000万円以下	2%+金24万円
金3,000万円を超え, 金3億円以下	1%+金54万円
金3億円を超える	0.5%+金204万円

以上